令和３年　月　　日

〇〇議会〇〇〇議長

沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を辺野古新基地などの

埋立てに使用しないことを求める請願書

　　　　　　　　　　　　　請願者

　　　　　　　　　　　　　　紹介議員

請願趣旨

悲惨な沖縄戦で命を落とした戦没者の遺骨が混入した土砂が、今日辺野古新基地建設の埋め立てに使用されようとしている。現在、沖縄県議会をはじめ県内の多くの市町村議会で遺骨混入土砂を使用しないよう求める意見書が決議され、県民もまた大きな関心をもって行方を見守っています。

　糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われています。

　沖縄戦で犠牲になった方々のご遺骨はもちろん、その血が染み込んだ土砂を埋め立て事業に用いることは人道上許されない。ましてや、戦争のために造られる辺野古新基地建設の土砂として使用することは、全戦没者の御霊や遺族を冒涜する行為であり、絶対に認めるわけにはいきません。

　そのため以下の事項の意見書の提出を求め請願するものです。

請願事項

１　悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。

２　日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　外務大臣　厚生労働大臣

国土交通大臣　環境大臣　防衛大臣　沖縄及び北方対策担当大臣